皆伐・択伐(天然林)を行う申請書の記載例

様式告示 14 規則第59条の申請書の様式

保安林内立木伐採許可申請書

令和〇年 〇月 〇日

愛知県知事殿

 住 所
 名古屋市中区丸の内〇〇一〇〇

 申請者 氏名
 〇〇〇〇株式会社

 代表取締役 〇〇 〇〇

次のとおり森林の立木を伐採したいので許可されたく、森林法第 34 条第 1 項の規定により申請します。

保 安 林 の 指 定 の 目 的 水源の涵養<u>※</u>1												
森林の所在場所					森林所有者		伐採の	伐採する 立木の	伐採面積 及び伐採	伐採の 期間	森林経 営計画	備考
市郡	町村	大字	字	地番	住 所	氏名又 は名称	方法	が 樹種及 び年齢	立木材積	勿 间	の有無	4
皆伐の場合								スギ	ha(m³)			+ ++•
								60~80 年生 ヒノキ		RO.4.8		植栽 予定
00市	00町	00	00		00市00町	愛知太郎	皆伐	80 年生	0.0000ha	~		RO年
				1-2	002-3			広葉樹 30 年生		RO.12.7		3月
				※ 2			※ 3	※ 4		※ 5		※ 8
択伐の場合								ha(m³)				
00市	00町	00	00	2		申請者に同じ	択伐	広葉樹	0.0000ha	RO.12.5	±	
								80~90 年生	(000m³)	~	有	
									※ 6	RO.3.31 <u>**</u> 7		

<記載上の注意事項>

- ※1 指定目的は保安林の種類によって変わります(土砂の流出の防備、土砂の崩壊の防備など)。
- ※2 地番が複数ある場合はすべて記入してください。
- ※3 指定施業要件により皆伐できない場合があります。
- ※4 林齢が標準伐期齢以上の立木しか伐採することができません。 (標準伐期齢 スギ40年、ヒノキ45年、マツ40年、広葉樹20年)
- ※5 皆伐申請は年に4回(2月1日、6月1日、9月1日、12月1日)ある「保安林の立木皆伐面積の許容限度」の公表があった日から30日以内に提出してください。具体的な開始日が未定の場合は、「許可の日から」でも支障ありません。期間は伐採を開始する年度の3月31日までとなります。
- ※6 保安林ごとに定められた指定施業要件により、伐採できる立木材積率が定められています。 植栽指定がない場合、伐採区域の立木材積の30%以内の範囲で伐採できます。
- ※7 択伐申請は伐採開始日の30日前までに提出してください。期間は伐採を開始する年度の3月31日までとなります。
- ※8 備考欄に植栽予定時期を記載してください。
- ※9 <u>上記※1、※3、※6の項目は、保安林の種類等によって変わるため、管轄の事務所へお尋ねください。</u>

注意事項

- 1 申請書は、指定施業要件を定めるについて同一の単位とされる保安林ごとに、伐採年度ごとに、作成すること。
- 2 伐採の方法欄には、皆伐、択伐の別を記載すること。
- 3 伐採する立木の樹種及び年齢欄には、樹種別に行を分けて記載し、立木の年齢は、伐採する 立木のうち最も年齢の低いものの年齢と最も年齢の高いものの年齢とを「○~○」のように記 載すること。
- 4 伐採面積及び伐採立木材積欄には、皆伐による場合にあっては伐採立木材積の記載を要しない。
- 5 伐採の面積は、実測又は見込みとし、小数第4位まで記載すること。
- 6 森林経営計画の有無の欄には、伐採しようとする立木の存する森林が森林法第 34 条第 10 項 ただし書に規定する森林経営計画等の対象とする森林であるときは、「有」と記載すること。
- 7 備考欄には、次の事項を記載すること。
- (1) 皆伐による伐採をしようとする場合にあっては、植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる伐採跡地の面積
- (2) 伐採跡地について行う植栽の時期
- 8 添付する森林の位置図及び区域図の様式は、規則第 48 条の申請書の様式のイの申請書に添付する森林の位置図及び区域図の様式に準ずることとし、伐採する区域を明示すること。ただし、皆伐による伐採をしようとする場合にあっては、植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる伐採跡地の区域も明示すること。